

平成 29 年度事業計画

I. 基本方針

障害者の権利擁護の推進については、障害に関する法的整備を踏まえ、我が国も国連の障害者権利条約を批准し、平成 28 年 4 月から、障害者差別解消法の施行、本県においても、障害者の人権を尊重する条例が施行されました。

しかしながら、法律や条例ができたからと言って、差別や偏見が直ぐに無くなるものではありません。昨年 7 月に神奈川県相模原市で起きた痛ましい事件に接して、障害のある人もない人も、一人ひとりがかけがえのない存在という価値観が、まだまだ浸透していないような気がします。

今年 10 月に開催する東海北陸大会（創立 60 周年記念富山県大会）に向けて、私たち育成会は、さらに団結して、本人の幸せと家族の安心につながるような共生社会づくりを進めてまいります。

II. 基本テーマ

地域で信頼関係を築きながら、自分らしく生きる共生社会をめざし、ともに手をつなごう

III. 事業活動

1. 施策推進活動

(1) 県大会・研修事業

- ① 県育成会総会と講演会 6 月 4 日（日） 富山市（サンシップホール）
- ② 東海北陸大会（創立 60 周年記念県大会併催） 10 月 21 日（土）～22 日（日） 富山市
- ③ 全国大会 9 月 23 日（土）～ 24 日（日） 北海道札幌市
- ④ 全国事業所協議会全国研修大会 開催期日未定

(2) 啓発促進事業

- ① 県育成会「手をつなぐとやま」会報 年 4 回発行（県サポート協会共催）
- ② 全国手をつなぐ育成会連合会機関誌「手をつなぐ」の普及拡大
- ③ 「心のとも運動」（鉛筆等頒布）による社会啓発
- ④ リーフレットやインターネットを活用した情報提供・啓発活動

(3) 権利擁護の推進

- ① 権利擁護推進委員会の設置
- ② 「富山障害フォーラム」の活動（TDF、障害者 6 団体が参加）
 - ・国連障害者権利条約と県条例の県民への周知啓発活動
 - ・差別禁止や合理的配慮の提供など権利擁護の推進
- ③ 市町村における「差別解消支援地域協議会」の設置や相談体制の整備
- ④ 警察向け冊子を活用した啓発活動や学習会の取り組み

- ⑤ 学校、地域などへの啓発活動（出前講座、キャラバン隊など）
- ⑥ 高齢化冊子を活用した学習会の推進
- ⑦ 成年後見制度に関する研修、普及活動の推進

(4) 保護事業 「愛のコミュニティバンク」（仲間どうしによる緊急一時預かり）の普及

2. 社会参加推進活動

(1) 相談事業

- ① 障害者110番事業（3障害）
- ② 知的障害者相談員の研修（サポート協会共催）
- ③ 3障害の相談員合同研修（身体、精神の相談員との合同研修・交流会）

(2) ふれあい育成スポーツ大会（4エリア）

(3) スポーツ教室開催事業（6エリア）

3. 部会活動・エリア活動支援

(1) 4部会（施設、事業所、学齢期、本人・本人活動推進）活動の推進

(2) 地域育成会エリア活動の推進

- ・エリア助成やサポート協会助成の活用、会報やHPを活用した情報提供
- ・全国育成会連合会「地域育成会活性化助成金」の活用（研修事業等）

IV. 組織の活性化

- (1) 東海北陸大会実行委員会の設置（理事、監事）
- (2) 権利擁護推進担当理事及びブロック大会推進担当理事の配置
- (3) 正会員と賛助会員の確保（支援学校や支援学級、通所施設等への広報活動の強化）
- (4) 収入増への努力（「心のとも運動」の普及による配分金の収入増など）
- (5) 支部長研修会の充実
- (6) 特別支援学校長との懇談
- (7) 県小学校長会、県中学校長会、市町村教育委員会等への啓発
- (8) 「とやま版あんしんサポートノート」の作成と書き方学習会

V. 関係団体との協力支援

県知的障害者福祉協会

県特別支援学校長会

県特別支援学校知的障害教育校長会

県特別支援教育研究会

県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

富山県障害者スポーツ協会

その他関係団体との協力支援